

第

号

千葉県心身障害者扶養年金証書

住 所

年金受給権者

氏 名

住 所

年 金 管 理 者

氏 名

年 金 額 月額金 円

支給開始年月日 年 月 日

上記のとおり、千葉県心身障害者扶養年金条例第10条の規定により年金を支給する。

年 月 日

千葉県知事 印

第

号

千葉県心身障害者扶養年金証書

住 所

年金受給権者

氏 名

住 所

年 金 管 理 者

氏 名

年 金 額 月額金 円

支給開始年月日 年 月 日

上記のとおり、千葉県心身障害者扶養年金条例第10条の規定により年金を支給する。

年 月 日

千葉県知事 印

(改正後)

(裏)

- 1 この証書は、大切に保管してください。もし、この証書を破つたり、よごしたり、又は無くしたときは、年金証書の再交付を申請してください。
- 2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支給されます。
- 3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金を支払います。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給権者現況届書を知事に提出しなければなりません。もし、この届書の提出を怠ると、年金の支給を休止することがあります。
- 5 年金受給権者が次のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をしません。
 - (1) 所在が1箇月以上不明のとき。
 - (2) 拘禁刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
 - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。
- 7 虚偽その他不正の手段により年金として金銭の給付を受けているときは、既に給付を受けた金銭を返還してもらいます。
- 8 年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届書等にこの証書を添えて知事に提出してください。
- 9 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者（年金管理者がないときは、その遺族の方）は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。

(改正前)

(裏)

- 1 この証書は、大切に保管してください。もし、この証書を破つたり、よごしたり、又は無くしたときは、年金証書の再交付を申請してください。
- 2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支給されます。
- 3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金を支払います。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給権者現況届書を知事に提出しなければなりません。もし、この届書の提出を怠ると、年金の支給を休止することがあります。
- 5 年金受給権者が次のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をしません。
 - (1) 所在が1箇月以上不明のとき。
 - (2) 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
 - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。
- 7 虚偽その他不正の手段により年金として金銭の給付を受けているときは、既に給付を受けた金銭を返還してもらいます。
- 8 年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届書等にこの証書を添えて知事に提出してください。
- 9 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者（年金管理者がないときは、その遺族の方）は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。

(改正後)

第二十八号様式 (第十二条第一項第四号)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止事由発生・消滅届出書

年金受給権者	氏 名	男 女
	住 所	
支給停止事由の発生・消滅した日		年 月 日
支給停止事由発生の内容	1 心身障害者の所在が1箇月以上不明である。	
	2 心身障害者が 拘禁刑 に処せられ刑の執行を受けている。	
	3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止事由消滅の内容	1 心身障害者の所在が明らかになった。	
	2 心身障害者が 拘禁刑 の執行を解かれた。	
	3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり、年金の支給停止事由が 発生 消滅したので届け出ます。		
年 月 日		
氏名		
千葉県知事 様		

(改正前)

第二十八号様式 (第十二条第一項第四号)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止事由発生・消滅届出書

年金受給権者	氏 名	男 女
	住 所	
支給停止事由の発生・消滅した日		年 月 日
支給停止事由発生の内容	1 心身障害者の所在が1箇月以上不明である。	
	2 心身障害者が 懲役・禁固の刑 に処せられ刑の執行を受けている。	
	3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止事由消滅の内容	1 心身障害者の所在が明らかになった。	
	2 心身障害者が 懲役・禁固の刑 の執行を解かれた。	
	3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり、年金の支給停止事由が 発生 消滅したので届け出ます。		
年 月 日		
氏名		
千葉県知事 様		